

議案第30号

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和元年6月13日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
福岡市東区 [REDACTED] [REDACTED]	4,194,394円

2 事件の概要

平成30年5月29日午後2時40分頃、相手方 [REDACTED] 氏が、市内博多区上川端町3番15号付近の市道を同人所有の自動二輪車で走行中、当該市道の路面のブロック舗装が破損していたため、当該車両の通過により跳ね上がったブロックに車体の一部が接触して転倒し、同人が負傷するとともに、当該車両が破損して、損害が生じたものである。